

有期労働契約の無期転換ルールに関する特例について

(平成27年4月1日施行)

平成25年4月から労働契約法の改正により、同一の使用者との間で締結された、複数の有期労働契約が、通算して5年を超える労働者が申込みをした場合、無期労働契約が成立するというルール(無期転換ルール)が定められています。

この無期転換ルールの特例法として、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が平成27年4月1日に施行されました。

次に該当する労働者について、その能力を有効に発揮できるよう、事業主がその特性に応じた適切な雇用管理を実施する場合、特例で無期転換申込権が発生しないとするものです。

- (1) 高度な専門的知識等を有する有期雇用労働者
- (2) 定年後引き続き雇用される有期雇用労働者

特例の適用を受けるためには、対象労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画を作成し、本社・本店の所在地を管轄する都道府県労働局長に認定の申請を行う必要があります。

申請に当たっては、次の様式をご利用ください。

詳細については、パンフレット及び厚生労働省ホームページをご覧ください。

- (1) [第一種計画認定・変更申請書](#)
- (2) [第二種計画認定・変更申請書](#)

[パンフレット「高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について」](#)

[厚生労働省「労働契約法の改正について～有期労働契約の新しいルールができました～」](#)

[有期契約労働者の無期転換ポータルサイト](#)

申請・お問合せ先

長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3階
長崎労働局雇用環境・均等室
TEL 095-801-0050